

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児リウマチ学会（以下「本法人」という）定款（以下「定款」という）の施行・実施にあたり、その必要な事項を定める。

(会費)

第2条 定款第7条による会費は、正会員10,000円、賛助会員1口50,000円とする。

2 納付期日は、送付する納付書の受領後1年以内とする。ただし、法人等で年度末支払となっている賛助会員はこの限りではない。

(理事会の開催)

第3条 定款第30条による理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会の開催は毎年2回とし、年度計画で別に定める。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めるとき
- ② 理事から理事会の目的たる事項及び招集理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき
- ③ 監事から招集請求があったとき

(理事会の招集)

第4条 理事長は、前条の規定による臨時理事会の請求があった場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも会日の7日前までに理事に対してその通知を発するものとする。

(理事会の定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(理事会内の協議)

第6条 理事長は、必要に応じて、電子メール等をもって理事の意見を徴し、理事の間で協議の場を持つことができる。ただし、協議内容に関しては議事録の作成を要する。また、その運用は別に定める。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の決議により行う。

(附則)

第8条 この規程は、令和5年10月15日総会での定款改定の承認後から適用する。